

令和5年1月阿見町教育委員会定例会議事録

会議日時	令和5年1月25日(水)午後3時30分	
会議場所	阿見町立中央公民館 集会室	
出席委員	出席者 教育長 立原秀一 委員 中島雅己 委員 小林和裕 委員 湯原敦子	欠席者 委員 岡田治美
委員以外の出席者	教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、中央公民館長、図書館長 給食センター所長、学校教育課主任	
議題	<p>報告第1号 阿見町立阿見第二小学校 学校運営協議会委員の解任の専決について</p> <p>報告第2号 阿見町立阿見第二小学校 学校運営協議会委員の委嘱の専決について</p> <p>議案第1号 令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について</p> <p>議案第2号 令和4年度就学援助費(入学準備金)交付の認定について</p> <p>議案第3号 阿見町中学校新入生入学祝い品支給事業実施要綱について</p> <p>議案第4号 阿見町立君原小学校施設整備基金条例について</p> <p>議案第5号 阿見町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第6号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第7号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>令和5年1月教育業務報告及び2月教育業務予定</p>	
傍聴者	0名	
議事概要		
教育長	<p>阿見町教育委員会会議規則第8条の規定により、ただいまより令和5年1月教育委員会定例会を開会します。</p> <p>まず、会議録の確認ですが、令和4年12月教育委員会定例会の会議録についてお伺いします。会議録については、皆様に配付したとおりでよろしいでしょうか。</p>	
委員	異議なし。	
教育長	<p>次に、本日の教育委員会定例会の議事録署名人について、阿見町教育委員会会議規則第17条の規定により、中島委員を指名します。よろしくお願いたします。</p>	

事務局	<p>それでは審議事項に入ります。はじめに報告第1号について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>○報告第1号 阿見町立阿見第二小学校 学校運営協議会委員の解任の専決について</p> <p>資料1ページをご覧ください。コミュニティスクールを実施していくための審議をいただく場として、学校運営協議会があります。この度、阿見第二小の学校運営協議会委員2名を令和4年10月31日付で解任いたしました。1名は区長を退任したために、もう1名は地元企業を定年退職されたために、それぞれ解任となりました。</p> <p>報告は以上です。</p>
教育長	<p>引き続き、報告第2号についても関連性がありますので、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○報告第2号 阿見町立阿見第二小学校 学校運営協議会委員の委嘱の専決について</p> <p>資料3ページをご覧ください。報告第1号で解任された方の後任として、2名の委嘱をいたしました。1名は区長、もう1名は地元企業の社員を務めています。</p> <p>委嘱期間は令和4年11月1日から令和5年3月31日までとなります。阿見第二小のコミュニティスクールを実施・運営していくための学校運営協議会委員については、資料5ページの名簿のとおり、計20名で活動しています。</p> <p>報告は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、報告第1号及び報告第2号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>委嘱期間が中途半端になっているのはなぜでしょうか。</p>
事務局	<p>学校運営協議会は年3回実施しています。第2回会議が11月開催だったため、そこを区切りとして、解任を10月31日、委嘱を11月1日としました。</p>
教育長	<p>他にご質問はありませんでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、報告第1号及び報告第2号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

教育長	<p>異議なしと認め、報告第1号及び報告第2号については承認されました。</p> <p>次に議案第1号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第1号 令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について</p> <p>資料5ページ及び別紙資料をご覧ください。資料については個人情報となりますので、終了後に回収させていただきます。</p> <p>要保護及び準要保護児童生徒の認定については、阿見町就学援助規則により、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する制度です。</p> <p>今回は3名が追加認定されました。認定開始日が異なるのは、書類の不備等があったためです。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	<p>引き続き、議案第2号についても関連性がありますので、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第2号 令和4年度就学援助費（入学準備金）交付の認定について</p> <p>資料7ページをご覧ください。議案第1号と同様に就学援助費（入学準備金）交付の認定制度があり、4月の入学より前に、対象の児童生徒へ交付するものです。</p> <p>今回は小学校入学の児童12名から申請があり、8名が認定となります。4名は収入超過により不認定です。中学校入学の生徒は17名の申請があり、11名が認定となります。6名は収入超過による不認定です。これらは2月末までに支給します。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第1号及び議案第2号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>入学準備金は、入学後は支給できないのでしょうか。</p>
事務局	<p>入学後も支給できますが、前倒しで入学前に支給する方法をとっています。</p>
教育長	<p>入学後に要保護認定された場合でも、入学準備金は支給されるのですか。</p>
事務局	<p>はい。その場合も支給されます。</p>

教育長	<p>他にご質問はありませんでしょうか。 ないようでしたら、議案第1号及び議案第2号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第1号及び議案第2号については承認されました。 次に議案第3号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第3号 阿見町中学校新入生入学祝い品支給事業実施要綱について</p> <p>資料8ページをご覧ください。以前にもご説明したとおり、中学校に新入生として入学する生徒に対し、入学祝い品として、制服やそれに付随する衣料品等の購入に充てることのできる補助券を発行する事業です。</p> <p>要綱については要点を絞って説明します。支給額は1人当たり2万円で、支給対象者は基準年度の3月31日時点において阿見町内に住所を有する新入生となります。補助券の支給方法については、基準年度の1月1日時点の支給対象者の住所に宛てて、郵送で支給します。支給は1回限りです。</p> <p>また、補助券は取扱業者が決まっており、学校指定店において制服等の購入時に利用できます。阿見町内ではさとう洋品店、橋本衣料の2店舗、土浦市内では学生服のナカモリが取扱店となります。</p> <p>お手元に補助券のサンプルがあるかと思います。四角い枠内にナンバリングし発行しました。裏面には注意事項を記載しています。</p> <p>なお、この補助券は阿見町立中学校の新入生が制服等を購入する際に利用できるものですので、町立中学校以外、つまり私立中学校や中高一貫校等の新入生につきましては、補助券を返還していただいた上で、制服等購入の証明となる領収書等を持参いただくことで、2万円を上限に現金を支給いたします。現金支給にあたっては、制服等購入費用助成申請書兼請求書で手続きを行います。</p> <p>説明は以上です。承認をよろしくお願いします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第3号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>要綱第4条の支給の項目で、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りでないとあります。支給しないことを想定しているのでしょうか。それとも2回目の支給があり得ることなのでは</p>

	<p>ようか。</p>
事務局	<p>2回目は原則として考えておらず、1人当たり1回ですが、例えば災害や事故等によって棄損したことが明らかである等、何らかの事情により再発行が必要になった場合のための但し書きとして定めています。</p>
委員	<p>要綱第6条の支給の制限の項目で、その他教育委員会が補助券の支給を適当でないと認めたときとありますが、どのような想定でしょうか。</p>
事務局	<p>様々なことが想定されるかと思います。稀なケースだとは思いますが、例えば阿見町に住所を置きながら住んでいる実態がない場合でも、補助券の発行・発送は行われます。そういったことがないとは言い切れないために定めた項目ですが、原則として対象者全員に補助券を支給するというのが前提です。</p>
委員	<p>税金の納入が滞っている等は関係なく、全員に支給するということですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
教育長	<p>この事業は町長公約により進めてきましたが、小学校入学祝い品のランドセルのようなインパクトのある品物は中学校入学祝いでは中々見当たらないということで、全員が必要とする制服等の購入補助という形になりました。</p> <p>他にご質問はありませんでしょうか。 ないようでしたら、議案第3号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第3号については承認されました。 次に議案第4号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第4号 阿見町立君原小学校施設整備基金条例について 資料16ページをご覧ください。この条例は3月議会への上程を考えています。</p> <p>まず経緯ですが、君原小出身の方より、君原小の整備又は管理のために寄附をしたいとの申し出がありました。その方には以前にも君原小の電子黒板をご寄附いただきました。</p> <p>今回は君原小だけに使えるよう、町で寄附金の受け口を作ってほしい</p>

	<p>とのご希望がありましたが、君原小だけに使えることを前提とした寄附の受入れ項目が阿見町にはございませんので、今回このような条例を作成した次第です。</p> <p>設置の目的ですが、君原小が小規模特認校として特色ある教育活動を実現するためのもので、基金は積立てとし、目的に沿う寄附金をいただくこととなります。阿見町の口座に入りますが、君原小だけに使える基金となります。寄附してくださる方の強いご希望によりこの基金条例を制定します。</p> <p>説明は以上です。承認をよろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第4号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>寄附金の使い道は学校側の希望により決定するのでしょうか。</p>
事務局	<p>学校と寄附者との間で事前協議をした上で、おおよその金額を決めているものと思われます。前回の寄附の際もそのような内容でした。今回は遊具とモニュメントの設置を検討しているようです。</p>
委員	<p>こういったことは他の学校ではあまりないケースなのでしょうか。</p>
事務局	<p>通常、学校への寄附金となると、阿見町を受け口として学校に対する基金条例を制定します。今回は君原小だけにという前提のため、このような条例の内容になりました。</p> <p>町立小中学校の目的のために使ってくださいということであれば、そのための内容の条例を制定することになります。</p>
委員	<p>そういった条例は既にあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>いいえ、まだ制定されていません。町立小中学校への寄附となれば、今回と同様の手続きを踏むことになると思います。阿見町では今までそういった寄附がなかったため、条例も整備されていない状態です。</p>
教育長	<p>他にご質問はありませんでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、議案第4号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第4号については承認されました。</p> <p>次に議案第5号について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>○議案第5号 阿見町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について</p> <p>資料18ページをご覧ください。こちらも3月議会に上程します。</p> <p>現在行っている旧実穀小改修工事が年度内に完了し、令和5年度にはコミュニティセンターとして開館する予定で準備を進めています。そこで施設の名称、所在地、各部屋の使用料を条例に定めるものです。</p> <p>名称は阿見町立実穀ふれあいセンター、所在地は阿見町大字上長3番地28、使用料は中央公民館や吉原交流センターと同額になります。</p> <p>説明は以上です。承認をよろしくお願いします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第5号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、議案第5号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第5号については承認されました。</p> <p>次に議案第6号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第6号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>資料20ページをご覧ください。こちらも3月議会に上程する予定です。議案第5号と同様に、実穀ふれあいセンターに関するものです。</p> <p>令和4年度で実穀ふれあいセンター改修工事が完了することに伴い、実穀地区公民館整備検討委員会についても今年度で解散となります。この委員会は要綱に基づき、実穀地区公民館の整備に関して意見を述べ、その効果的な運営について検討することを目的に設置されたものです。よって、来年度より当該条例から実穀地区公民館整備検討委員会委員の項目を削除します。</p> <p>説明は以上です。承認をよろしくお願いします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第6号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、議案第6号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第6号については承認されました。</p>

事務局	<p>次に議案第7号について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>○議案第7号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について 資料22ページをご覧ください。こちらも実穀ふれあいセンターに関するものです。</p> <p>先程と同様に、令和4年度で実穀ふれあいセンター改修工事が完了することに伴って、実穀地区公民館整備検討委員会が解散となります。よって、当該条例からその項目を削除するものです。</p> <p>説明は以上です。承認をよろしくをお願いします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第7号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、議案第7号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第7号については承認されました。</p> <p>次に、令和5年1月教育業務報告及び2月教育業務予定を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>○令和5年1月教育業務報告 4日御用始め、定例管理職会、8日二十歳のつどい、11日町校長会、県南教育長会議、臨時校長会、12日人事情報交換会、町教頭会、13日総合計画策定協議会、17日教員評価面談、18日賀詞交歓会、19日町議会全員協議会、20日教員評価面談、地震対応訓練説明会、23日庁議、24日町教務主任会、25日教育委員会定例会、27日県南教育事務所人事面談、29日文化協会舞踊発表会、新春お好み演芸寄席</p> <p>○令和5年2月教育業務予定 1日定例管理職会、2日地震対応訓練、いきいき学校保健委員会、3日管内教育長会議、臨時校長会、4日阿見町社会福祉大会、7日県南教育事務所人事面談、10日朝日中学校創立記念日、教育振興基本計画・生涯学習推進計画合同本部会、町教務主任会、14日県南教育事務所人事面談、15日給食センター運営協議会、いきいき学びのまちAMI推進会議、教育振興基本計画策定委員会、16日町校長会、幼児教育施設と小学校教育のための研修会、17日市町村教育長協議会冬期研修会、町教頭会、22日部課長会議、町議会全員協議会、24日総合教育会議、教育委員会定例会、28日町議会定例会開会、町特別支援教育担当者研修会</p>

教育長	<p>ただいま事務局より、令和5年1月教育業務報告及び2月教育業務予定の説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。 (その他協議事項、連絡事項については下記記載のとおり)</p> <p>他に質問はありませんでしょうか。 ないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。</p>
そ の 他 連 絡 事 項 等	
事務局	<p>○町立小中学校卒業式及び入学式の出席者分担について</p> <p>○令和4年度阿見町総合教育会議の開催について 令和5年2月24日(金)午後3時30分</p> <p>○次回の教育委員会 令和5年2月教育委員会定例会 令和5年2月24日(金)午後4時15分</p>
閉会	午後4時30分

議事録署名

令和 年 月 日

教 育 長 立原 秀一

委 員 中島 雅己